

児童扶養手当 ・ 特別児童扶養手当

現況届の提出をお忘れなく！！

「児童扶養手当」と「特別児童扶養手当」を受給されている方は、毎年現況届の提出が必要となります。対象者には、7月下旬に「現況届等」を送付しますので、期限までに提出願います。提出がない場合は、以後の手当が受給できなくなります。

児童扶養手当

提出期日：8月1日(金)から9月1日(月)まで

対象者：次のいずれかに該当する18歳までの子
(心身に一定以上の障害を有する子の場合は20歳未満)を監護している父または母、もしくは養育者(詳細については、お問い合わせください)

1. 父母が離婚した後、父または母と一緒に生活していない子
2. 父または母が死亡した子
3. 父または母に重度の障害(国民年金の障害等級1級程度)がある子
4. 父または母の生死が明らかでない子
5. 父または母から引き続き1年以上遺棄されている子
6. 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている子
7. 未婚の母の子
8. その他、生まれたときの事情が不明である子

特別児童扶養手当

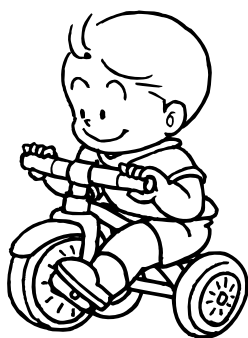
提出期日：8月11日(月)から9月10日(水)まで

対象者：次のいずれかに該当する20歳未満の子を家庭で、監護している父または母、もしくは養育者(詳細については、お問い合わせください)

1. おおむね身体障害者手帳1～3級に該当する子
2. 療育手帳(ア)、A、おおむねB-1に該当する子
3. 日常生活が極めて困難な精神障害のある子

※ただし、上記に該当しても、次のような場合は支給されません。

- ・障害を支給事由とする年金を受けているとき
- ・児童福祉施設に入所しているとき
- ・日本国内に住所がないとき



お問い合わせ及び提出先

神崎町保健福祉課(神崎ふれあいプラザ
保健福祉館) ☎ 01603